

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱
第1条から第5条まで （略）	第1条から第5条まで （略）
（交付の条件）	（交付の条件）
第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。	（1）交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
（2）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。	（2）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
（3）交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。	（3）交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
（4）市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。	（4）市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
（5）市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。	（5）市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。
（6）市町村長は、交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請にあたり市町村長に提出させるものとする。ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。	（6）市町村長は、交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請にあたり市町村長に提出させるものとする。ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。
（7）市町村長は、交付対象者に対して国実施要領の別記様式第1号－1の「環境負荷低減チェックシート（ <u>林業事業者等向け</u> ）」又は別記様式1号－2の「環境負荷低減チェックシート（ <u>その他民間事業者・自治体等向け</u> ）」を記入の上、交付金の申請 <u>及び事業完了の報告</u> に当たり市町村長に提出させるものとする。	（7）市町村長は、交付対象者に対して国実施要領の別記様式第1号－1の「環境負荷低減チェックシート（ <u>林業・木材産業関連事業者等向け</u> ）」又は別記様式1号－2の「環境負荷低減チェックシート（ <u>その他事業者向け</u> ）」を記入の上、交付金の申請に当たり市町村長に提出させるものとする。
<u>（8）市町村長は、前号のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。</u>	<u>（新設）</u>
第7条から第15条まで （略）	第7条から第15条まで （略）
附 則	附 則
1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。	1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則	附 則
この要綱は、令和2年5月28日から施行する。	この要綱は、令和2年5月28日から施行する。
附 則	附 則
1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。	1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
2 交付要綱第3条別表第1の区分「森林境界の明確化」のうち（1）の（ウ）については、令和2年度に限る。	2 交付要綱第3条別表第1の区分「森林境界の明確化」のうち（1）の（ウ）については、令和2年度に限る。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。

別表第 1 から別表第 3 （略）

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

(新設)

別表第 1 から別表第 3 （略）